

香港に「農林水産物・食品」を 輸出しようとする事業者の皆様へ

～ 香港の輸入規制について ～

- ✓ 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県（4県）産の野菜・果物・牛乳・乳飲料・粉乳の香港への輸出は

①輸出事業者証明書 ②放射性物質検査証明書

の添付が条件です。

（*福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県（5県）産の水産物・食肉・家禽卵の輸出は放射性物質検査証明書の添付が条件です。）

まず、輸出しようとする商品の原産地（都道府県）を確認し、適切な申請手続きの実施をお願いします。

■ 4県産の野菜・果物・牛乳・乳飲料・粉乳を輸出する際の具体的な手続き

- ◇ 輸出事業者証明書及び放射性物質検査証明書の申請は、輸出事業者（又は代理人）が行います。
- ◇ 輸出事業者証明書及び放射性物質検査証明書の申請受付及び審査は、輸出事業者の所在する地域の農林水産省地方農政局等（又は関東農政局）で行います。
- ◇ 輸出事業者証明書及び放射性物質検査証明書の交付は郵送又は各地の農政局・拠点等の窓口で行います。

①輸出事業者証明書の申請

（WEBで申請）

申請書及び
事業者確認書類
など



法令遵守
に係る
確認書類

書類審査

輸出事業者証明書の発行
（1度取得すれば1年間有効）

②放射性物質検査証明書の申請

（WEBで申請）

申請書及び
産地確認書
など



輸出する農産物・
食品の放射性物
質の検査結果
（※）

書類審査

放射性物質検査証明書の発行

香港向け登録検査機関やサンプリング方法等について指定がありますので、必ず事前に各地の農政局等にお問い合わせください。

■ 香港の輸入規制の概要

	地域	品目	規制内容
1	福島	野菜、果物、牛乳、 乳飲料、粉乳	輸入停止
2	茨城、栃木、群馬、 千葉 (4県)	野菜、果物、牛乳、 乳飲料、粉乳	<輸出事業者証明> 日本、香港の表示、貿易等の関係法令に違反していない ことにつき、政府機関による証明 <放射性物質検査証明> 香港の放射性物質の基準(注1)に適合していることにつき、 政府機関による証明
3	福島、茨城、栃木、 群馬、千葉(5県)	水産物(注2)、 食肉、家禽卵	<放射性物質検査証明> 同上
4		その他の食品	香港側で水際検査を実施
5	上記5県以外	全ての食品	

注1：香港の放射性物質の基準は(Cs134+Cs137:1,000Bq/kg)

しかし放射性物質の検査結果が日本の基準値(一般食品:100Bq/kg、牛乳・乳児用食品:50Bq/kg)を上回っている場合は、証明書の発行はできません。

注2：水産物については、水産庁が証明書を発行します。

《ご注意下さい》

香港に輸出事業者証明書及び放射性物質検査証明書を添付せず、4県産の野菜・果物・牛乳・乳飲料・牛乳を輸出した事業者は、3年間、輸出事業者証明書が発給停止となります。これに伴い、4県産のそれらの品目の輸出が3年間できなくなります。

■お問い合わせ先

- ◇ 証明書の発給手続きについて _____
お問い合わせ先は、以下Webサイト(輸出証明書の申請窓口(各地方農政局等一覧)を御覧ください。
(Webサイト)http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/syoumei_mado.pdf
- ◇ 香港の輸入規制全般について _____
農林水産省 輸出促進課 海外輸入規制対策室 香港担当
☎ 03-6744-2061(直通)
(関連Webサイト) http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html